

北海道電子自治体共同運営協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、北海道電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課に置く。

(目的)

第2条 協議会は、住民のサービス向上や行政運営の高度化・効率化に資する電子自治体の実現に向けて、道と市町村等が協力して効率的・効果的に共同アウトソーシング事業を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について協議し、決定する。

- (1) 共同アウトソーシングの推進方針に関する事項
- (2) その他協議会の目的達成のために必要な事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、協議会の趣旨に賛同し、協議会に入会した道、市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「会員」という。）とする。

(入会)

第5条 協議会に入会しようとする道、市町村、一部事務組合及び広域連合は、入会申込書（別紙様式1）により会長に申し出なければならない。

(退会)

第6条 協議会から退会しようとする場合は、退会申出書（別紙様式2）により、退会をしようとする日の3ヶ月前までに会長に申し出なければならない。

(負担金)

第7条 会員は、負担金を納入しなければならない。なお、協議会から退会する場合、既に納入した負担金については返納しない。

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 30名以内
- (4) 監事 2名

2 会長は、北海道知事の職にあるものをもって充てる。

3 副会長は、総会において、理事の中から選任する。ただし、1名は北海道総合政策部北海道電子自治体共同運営協議会担当部長職とする。

4 理事は、北海道市長会及び北海道町村会から推薦された市町村の長、並びに北海道総合政策部北海道電子自治体共同運営協議会担当部長職をもって充てる。

5 監事は、総会において選任する。

6 役員は、無報酬とする。

(職務)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、並びに総会及び理事会当日に会長不在の場合は、あらかじめ会長が指名した順序で会長の職務を代理する。

3 理事は、会務を掌理する。

4 監事は、会計を監査する。

(任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって開催する。

- 2 総会は、定時総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長とする。
- 4 定時総会は、年1回開催する。
- 5 臨時総会は、会長又は理事会が必要と認めたとき、これを開催する。
- 6 会員の3分の2以上が必要と認めたとき又は監事が特に必要と認めたときは会長に臨時総会の招集を要求することができる。
- 7 総会は、会員の過半数の出席により成立する。
- 8 やむを得ない理由のため総会に出席することができない場合は、議長に議決を委任した委任状を提出することとし、これをもって出席をしたものとみなす。
- 9 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほかは、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 議長は、協議会の遂行上必要と認めるときは、会員以外の者に対し、総会への出席を求めることができる。ただし、当該出席者は、議決権を有しないものとする。

(総会の報告及び議決事項)

第12条 次の事項は、総会に報告しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 前年度事業及び収支決算
 - (3) 協議会の入会及び退会の承認
- 2 次の事項は総会の議決を経なければならない。
 - (1) 本規約の改正
 - (2) その他重要な事項

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって開催する。

- 2 理事会は、会長が必要と認めた場合、会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長とする。
- 4 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。
- 5 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない場合は、議長に議決を委任した委任状をもって出席をしたものとみなす。
- 6 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、電子的な手段または書面により理事会を開催することができる。

(理事会の議決及び承認事項)

第14条 次の事項は、理事会の議決又は承認を経なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 前年度事業及び収支決算
- (3) 負担金の額及び賦課方法
- (4) 協議会の入会及び退会の承認
- (5) 総会に附議すべき事項
- (6) その他重要な事項

(運営委員会)

第15条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、北海道総合政策部次世代社会戦略局北海道電子自治体共同運営協議会担当次長職及び会員における協議会を所管する課長又はこれに相当する職にあるもの(以下「運営委員」という。)をもって構成する。

(運営委員会の役員)

第 16 条 運営委員会に、次の役員を置く。

(1) 座長 1 名

(2) 副座長 2 名

2 座長は、北海道総合政策部次世代社会戦略局北海道電子自治体共同運営協議会担当次長職にあるものをもって充てる。

3 副座長は、運営委員から互選により選任する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した順序で、座長の職務を代理する。

5 役員は、無報酬とする。

(運営委員会役員の任期)

第 17 条 役員の任期は、第 10 条に定める協議会役員の任期に準ずる。

(運営委員会の開催)

第 18 条 運営委員会は、座長が必要と認めた場合、座長が招集する。

2 運営委員会の議長は、座長とする。

3 やむを得ない理由のため会議に出席することができない運営委員は、代理のものを出席させることができるものとする。

4 座長は、必要があると認めるときは、電子的な手段を利用して運営委員会を開催することができる。

5 運営委員会の開催に当たっては、第 13 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

(運営委員会の役割)

第 19 条 運営委員会は、次の事項を処理する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) 総会から委任された事項

(3) その他協議会の円滑な運営のために必要な事項

(幹事会)

第 20 条 運営委員会の円滑な運営を図るため、運営委員会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、座長が運営委員から選任した 30 名以内の幹事で構成する。

3 幹事会に、代表幹事を置く。

4 代表幹事は、北海道総合政策部次世代社会戦略局北海道電子自治体共同運営協議会担当課長職にあるものをもって充てる。

5 幹事会は、代表幹事が必要と認めた場合、代表幹事が招集する。

6 やむを得ない理由のため会議に出席することができない幹事は、代理のものを出席させることができるものとする。

7 代表幹事は、必要があると認めるときは、電子的な手段により幹事会を開催することができる。

8 幹事会は、運営委員会の業務を中心となつてつかさどる。

9 その他幹事会の運営にあたっては、運営委員会が別に定める。

(部会)

第 21 条 運営委員会は、第 2 条の目的を達成するため、必要に応じて部会を設置することができる。

また、専門的・技術的な事項を検討するため、部会の中にワーキンググループを設置することができる。

2 部会及びワーキンググループの構成及び業務等については、幹事会が別に定める。

(アドバイザーグループ)

第 22 条 運営委員会は、第 2 条の目的を達成するため、必要に応じてアドバイザーグループを設置することができる。

2 アドバイザーグループは、運営委員会座長が指名するアドバイザーで構成する。

3 アドバイザーグループの業務等については幹事会が別に定める。

(事業年度)

第 23 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(運営経費)

第 24 条 協議会に係る経費は、負担金その他収入をもって充てる。

(解散)

第 25 条 協議会は、次に掲げる事由により、総会において、会員総数の 4 分の 3 以上の議決があった場合に解散する。

(1) 第 2 条に規定する目的達成の不能

(2) その他事由

(雑則)

第 26 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 16 年 9 月 24 日から施行する。

2 協議会設立当初の入会については、第 5 条及び第 14 条 (4) についてはの手続きは必要としないものとする。

3 協議会設立当初の事業年度は、第 23 条の規定にかかわらず、この規約施行の日からとする。

附 則

この規約は、平成 17 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。